

第2章 都道府県知事の認定について

第2節 第一種相続認定個人事業者

《相続税の納税猶予制度の認定要件》

相続税の納税猶予制度の前提となる都道府県知事の認定を受けるには、以下の要件等を満たす必要があります。

○（相続人等）個人事業承継者の要件

1. 個人事業承継計画の確認を受けた承継者であること
2. 相続の開始の直前において特定事業用資産に係る事業又はこれと同種若しくは類似の事業に従事していたこと（先代事業者が60歳未満で死亡した場合を除く）
3. 認定申請時までに開業の届出書を提出していること※¹
4. 認定申請時までに青色申告の承認を受けていること又は受ける見込みであること※²
5. 第一種相続申請基準日※³において、相続等した特定事業用資産に係る事業が性風俗関連特殊営業に該当しないこと
6. 先代事業者が営んでいたその事業に係る特定事業用資産の全て※⁴を取得し、かつ、当該事業に係る取引を記録し、帳簿書類の備え付けを行っていること※⁵
7. 先代事業者から相続等した特定事業用資産のうち納税猶予の適用を受けようとする資産の全部を第一種相続申請基準日まで引き続き有し、かつ、自己の事業の用に供していること又は供する見込みであること

※¹ 「開業の届出書」は事業の開始の日から1か月以内に所轄税務署長に提出する必要があります。

※² 経営承継円滑化法の認定を受けるためには、相続の開始を知った日の時期に応じて、それぞれに定める期間内に納税地の所轄税務署長へ申請を行う必要があります。

① 相続の開始の日がその年の1月1日から8月31日までの場合 相続の開始の日から4か月

② 相続の開始の日がその年の9月1日から10月31日までの場合 その年12月31日

③ 相続の開始の日がその年の11月1日から12月31日までの場合 翌年2月15日

※³ 第一種相続申請基準日とは、相続開始の日の翌日から5か月を経過する日をいいます。

※⁴ 特定事業用資産の全部又は一部が共有の場合における、当該共有に係る特定事業用資産については、共有持分の全部。

※⁵ 個人事業承継者が、既に事業所得を生じる他の事業を行っている場合には、事業ごとに取引を区分して記録し、帳簿書類の備付けを行い、かつ、区分整理していること。

第2章 都道府県知事の認定について

第2節 第一種相続認定個人事業者

- 個人事業承継者は先代事業者の相続の開始の直前において、特定事業用資産に係る事業又はこれと同種若しくは類似の事業に係る業務に従事していたこと（先代事業者が60歳未満で死亡した場合を除く）

「特定事業用資産に係る事業」とは、先代事業者の営む事業をいい、「同種若しくは類似の事業」とは、個人事業承継者が従事していた事業が先代事業者の営む事業と日本標準産業分類上、中分類（中分類がない場合は大分類）において同区分となる事業をいいます。

なお、個人事業承継者が従事していた事業が中分類上、特定事業用資産に係る事業と異なる場合であっても、当該個人事業承継者が当該事業において従事していた業務の内容が、当該特定事業用資産に係る事業において行われる業務と同種又は類似のものであるときは、「同種若しくは類似の事業に係る業務」と認められます（例えば、介護老人保健施設において医師として業務に従事していた場合など）。

また、「同種若しくは類似の事業に係る業務に従事していた期間」には、当該業務に必要な知識及び技能を習得するための学校教育法第一条に規定する大学、高等専門学校その他の教育機関における就学期間や、会社に勤めている個人事業承継者が繁忙期・休祭日等に当該特定事業用資産に係る事業に従事していた期間を含めても差し支えありません。

- 個人事業承継者は認定申請時までに関業の届出書を提出していること

個人事業承継者は認定申請時までに関業地の所轄税務署長に対し、開業の届出書（所得税法第229条の規定に基づき提出するものをいう。）を提出していることが必要です。

- 個人事業承継者は認定申請時までに関色申告の承認を受けていること又は受ける見込みであること

個人事業承継者は認定申請時までに関色申告（所得税法第143条に定める関色の申告書による申告をいう。）の承認を受けていること又は受ける見込みであることが必要です。

なお、経営承継円滑化法の認定を受けるためには、相続の開始を知った日の時期に応じて、それぞれ次に定める期間内に関業地の所轄税務署長に対し申請を行う必要があります。

- ① 相続の開始の日がその年の1月1日から8月31日までの場合 相続の開始の日から4カ月
- ② 相続の開始の日がその年の9月1日から10月31日までの場合 その年12月31日
- ③ 相続の開始の日がその年の11月1日から12月31日までの場合 翌年2月15日

第2章 都道府県知事の認定について

第2節 第一種相続認定個人事業者

- 個人事業承継者の営む事業が性風俗関連特殊営業に該当しないこと

先代事業者から取得した特定事業用資産に係る事業が第一種相続申請基準日において、性風俗関連特殊営業に該当していないことが必要です。

「性風俗関連特殊営業」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」といいます。）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業（ソープランド、テレクラなど）を指します。バー、パチンコ、ゲームセンターなどは、風営法の規制対象事業ですが、性風俗関連特殊営業ではありませんので、認定要件を満たします。

なお、認定の有効期間中に個人事業承継者の営む事業が性風俗関連特殊営業に該当した場合には、取消事由に該当します。

- 個人事業承継者は先代事業者が営んでいたその事業に係る特定事業用資産の全てを取得し、かつ、当該事業に係る取引を記録し、帳簿書類の備付けを行っていること

個人事業承継者は先代事業者が営んでいたその事業に係る特定事業用資産の全て（先代事業者が有する特定事業用資産の全部又は一部が共有の場合における当該共有に係る特定事業用資産については、当該先代事業者が有していた共有持分の全部）を取得する必要があります。

また、個人事業承継者が、既に事業所得を生じる他の事業を行っている場合等には、承継した事業と個人事業承継者が行っている事業に係る取引を区分して記録し、帳簿書類の備付けを行い、かつ、区分整理することが求められます。

この項目の要件は、都道府県への認定申請時まで、認定支援機関の確認を受け、かつ、当該確認を受けたことを証する書類を認定申請書に添付する必要があります。

- 個人事業承継者が先代事業者から相続又は遺贈により取得した特定事業用資産のうち、納税猶予の適用を受けようとする資産の全てを、第一種相続申請基準日まで引き続き有し、かつ、自己の事業の用に供していること又は供する見込みであること

個人事業承継者は先代事業者が営んでいたその事業に係る特定事業用資産の全てを取得し、このうち納税猶予の適用を受けようとする特定事業用資産について、第一種相続申請基準日※まで引き続き有し、かつ、自己の事業の用に供していること又は供する見込みであることが必要です。

※ 第一種相続申請基準日とは、相続の開始の日の翌日から5カ月を経過する日をいいます。

この項目の要件は、都道府県への認定申請時まで、認定支援機関の確認を受け、かつ、当該確認を受けたことを証する書類を認定申請書に添付する必要があります。

- 先代事業者は相続年以前3年間、青色申告書を提出していること

先代事業者は相続の開始の日の属する年、その前年及びその前々年において、事業所得に係る青色申告書（租税特別措置法第25条の2第3項の規定の適用に係るものに限る。）を提出していることが必要です。